

会 議 録

会 議 名	第 3 5 期小金井市公民館運営審議会第 3 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	令和元年 1 2 月 1 8 日 (金) 午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分		
開 催 場 所	小金井市役所第二庁舎 8 階 8 0 1 会議室		
出 席 委 員	國分委員長 渡邊副委員長 菅沼委員 雨宮委員 杉山委員 畠山委員 増山委員 嵯峨山委員 浅野委員		
欠 席 委 員			
事 務 局 員	林公民館長 大久保事業係長 中川庶務係長 岡本緑分館長		
貫井北・東分館 事業運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山分館長 鈴木分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	4 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 貫井北センター・東センター運營業務委託プロポーザルについて</p> <p>(2) 都公連委員部会運営委員会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 小金井市公民館中長期計画について</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>4 その他について</p> <p>配付資料</p> <p>送付資料</p> <p>(1) 第 2 回公民館運営審議会会議録</p> <p>(2) 公民館事業の報告</p> <p>(3) 公民館事業の計画</p> <p>(4) 第 3 5 期公民館運営審議会スケジュール</p> <p>(5) 第 5 6 回東京島公民館研究大会 小金井報告会の開催について</p> <p>(6) 月刊こうみんかん No. 5 0 0</p> <p>(7) KITAMACHI ニュース Vol. 4 9</p>		

(8) 図書館だより第54号

当日配付資料

- (1) 公民館事業の運営委託について
- (2) 都公連委員部会運営委員会について（菅沼委員作成）
- (3) 公民館事業の運営委託について（菅沼委員作成）

会 議 結 果

- 國分委員長　それでは、定刻になりましたので、第35期公民館運営審議会を始めたいと思います。今日は3回目で、よろしくお願ひします。
- 林公民館長　公民館長です。おはようございます。本日、初めに校長会から選出されております浅野委員が、今期初めてのご出席になりますので、初めにご挨拶いただければと思います。よろしくお願ひいたします。
- 浅野委員　失礼します。皆さん、おはようございます。小金井市立小・中学校校長会から参加しております小金井第一小学校校長の浅野と申します。今回からになりますが、よろしくお願ひいたします。
- 林公民館長　ありがとうございます。本日ですが、貫井南分館長の松本が欠席しておりますので、ご報告させていただきます。
まず会議録の承認ということで、第2回審議会会議録を皆様に既にお配りしているところですが、承認というところでよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
- 國分委員長　よろしいですか。
(「はい」の声あり)
- 林公民館長　ありがとうございます。
それでは、お配りしてあります資料について、庶務係長から説明させていただきます。
- 中川庶務係長　おはようございます。よろしくお願ひいたします。
それでは、郵送でお送りしました資料と、本日机の上に配付させていただきました資料について確認をお願いいたします。
まず、お送りしました資料の送付資料(1)がただいまご承認いただきました第2回議事録になります。送付資料(2)が公民館事業の報告になります。送付資料(3)が公民館事業の計画になります。それから、番号は振っていないんですけども、35期の公運審のスケジュールが1枚入っております。それから月間こうみんかん500号を迎えまして、No.500号が入っております。それから黄色いKITAMACHI ニュースが入っております。それから図書館だより第54号。ここまでが郵送でお送りさせていただいた資料になります。
本日、机の上に配らせていただきました資料が、当日配付資料(1)、それから配付資料(1)の後ろにつけてしまったんですけども、ちょっと別立て資料といたします公民館緑分館宿泊・野外・テニスの利用の推移について、それから当日配付資料(2)が、菅沼委員が作成の都公連の報告、それから当日配付資料(3)が、同じく菅沼委員が作成された業務委託についての資料になります。
それから、皆様もうごらんになっていただいていると思いますけれども、カラー版で2019年の青少年のための科学の祭典の報告書になります。以上になります。足りない資料がある方、いらっしゃいますでしょうか。
- 國分委員長　事務連絡というのも入っていますが。
- 中川庶務係長　失礼しました。それは職員向けの事務連絡だと思いますので破棄して

頂けましたら。

國分委員長 よろしいですか。はい。

1 報告事項

(1) 貫井北センター・東センター運營業務委託プロポーザルについて

國分委員長 じゃ、報告事項から始めさせていただきます。

中川庶務係長 庶務係長です。次第に沿いまして、報告事項1の(1)貫井北センター・東センター運營業務委託プロポーザルについて、前回に引き続き報告させていただきます。貫井北センター・東センター運營業務委託につきましては、公募式プロポーザルということで、新しく業務をやっている事業者の募集を10月からしておりまして、その後選定を進めておりました。12月11日を持ちまして、お願いする業者の方を選定いたしましたので、こちらで伝えさせていただきます。今現在、北と東を受け持っていていただいているNPO法人市民の図書館・公民館こがねいに引き続きお願いすることになりました。また、この内容につきましては、1月1日号の市報に掲載する予定となっております。

國分委員長 ありがとうございます。

菅沼委員 意見いいですか。感想です。この貫井北センターと東センター業務委託については、後ほどの資料の中で出てきますけども、平成26年4月から貫井北センターは業務委託をして、東センターはその1年後委託をして、非常にいい評判を得ています。非常に評判もいいし、いい活動をしているということで、今回プロポーザル方式になったときに、このNPOが選ばれたことは非常にいいことだったと私は思っています。

それから、これからプロポーザル方式になると一応5年間は瑕疵がなければ、このNPO法人にやっていただくということになるんだと思いますが、今後とも今まで以上に頑張ってもらいたいというのがお願いでございます。

國分委員長 ありがとうございます。よくやっているとと思います。またよろしくお願いします。これの説明は特にいいですか。

中川庶務係長 はい。

國分委員長 はい。じゃ、この今の報告事項についてのご質問はありませんか。
(「なし」の声あり)

(2) 都公連委員部会運営委員会について

國分委員長 都公連の報告について、菅沼さん、お願いします。

菅沼委員 都公連委員部会運営委員会報告というのがあります。ありますか。

國分委員長 当日配付資料(2)になります。

菅沼委員 当日配付資料(2)を見てください。前回公運審以降に開催された都公連関連の会は運営委員会だけです。この会は昨日ありました。詳細の内容は次ページの開催通知と書いてあるんですが、ここに開催通知が入っていませんので、口頭で説明します。

2番目に開催通知の内容ですが、1つは第56回東京都公民館研究大

会が2月1日に行われますが、その中の第4課題別集会を委員部会で担当します。その実施要領の検討を担当委員でやりました。当日の参加者だとか、時間配分だとか、会場の設営、受付、配付資料、それからグループ討議の進め方等の内容について、委員間の理解を深めて準備をしました。これが1点です。

それから2点目には、情報交換テーマというのを毎年、3、4カ月に1回ずつ決めてやっているんですが、今回は公民館施設使用料の有料化についてということをや2カ月かけてまとめてきました。一応まとまりました。

このテーマは、この小金井の公運審でも2月から検討することになっております。次回、この会の席上で報告するか、皆さんに手渡しするかわかりませんが、都公連に加盟している11市の公民館施設使用料の有料化の現状の資料をお渡しするか、報告いたします。それをもとに、その次の月に皆さんのご意見で、どうしていくかというのを検討していただいたらいいだろうということで、次回、資料はお渡しします。そんなことを進めております。

それから、各市の当日のトピックスがありまして、大体トピックスというと、1つは公運審だよりの内容について報告あります。この資料を回しますので、見てください。

今回特徴は、日野市が公運審だよりをカラーにしましたという紹介がありました。それから、いわゆる市報に公運審だよりをつけているのが、国分寺市が必ず市報の裏につけています。そういうことをやったり、前向きの市もあります。それから、西東京市みたいに、月1回発行がもうしんどいと。少し間引きできないかというのを公運審に検討してくれとか、そんな意見もあるようでして、いろいろ市によって違いますが、公民館だよりのものを今回、6つか7つありますので、一応見ていただきたいというので回覧いたします。

國分委員長 会議やりながら見るのは難しいですけど。

菅沼委員 そんなことで、各市の情報部関係の情報交換をやっているという報告でございます。

國分委員長 どうもありがとうございました。これも回覧しますが、今おっしゃったように、国分寺市のように市報に挟むというのは、いいですね。じゃ、次の議題で。ご質問ありますか。

(「なし」の声あり)

(3) 公民館事業の報告について

國分委員長 じゃ、なければ公民館事業の報告について。

大久保事業係長 事業係長です。それでは、お手元の送付資料(2)第35期第3回公運審、公民館事業の報告についてご説明させていただきます。

前回、11月15日の会議以降、各館で実施終了した事業の報告をまとめたものでございます。今回、本館2件、貫井南分館2件、東分館2件、緑分館3件及び貫井北分館6件、以上、全5館で合計15事業を突

施いたしました。詳細につきましては1ページから17ページまでをごらんください。

國分委員長
菅沼委員

ありがとうございます。ご質問とかご意見、何かありますか。

菅沼です。一番気になったのは市民アカデミーですね。これは公民館本館の事業で、昔からシルバー大学という名前でやっていたのを、シルバー大学だとシニアしか来ないだろうということで、もっと若い層に向けて窓口を開こうということで、市民アカデミーという名前に2年前からしているんですね。狙いは若い人にできるだけ来てもらおうということで、前期と後期に分けて、前期は従来どおり平日の昼間に行い、後期は日曜日開催としたのですが、担当職員感想のところの2行目に、「日曜日に開催し、50歳代以下の若い受講者の参加を期待したが、結果2人の参加となった」ということで、なかなか集まらなかったなということで、市民アカデミーとした趣旨が、なかなか生かしてられてないんですね。その辺を今後どうするかというのは、また準備会でいろいろ検討していただきたいというのが気になった点です。

國分委員長

ありがとうございます。じゃあ、その辺、ご検討ください。

それから、嵯峨山さんはご感想ないですか。SDGsのところ。

嵯峨山委員

ああ、はい、SDGs。これは担当職員のところにも書いてありますけども、「今後も企画できればと思っております」ということで、継続していただきたいなと思っております。

ただ、SDGsは2030年、あと10年余りですね。だから、今、水面下では、もう2050年をターゲットに、次のSDGs、名称はわかりませんが、それがもう検討されているということらしいんですけども。今後に向けても、ぜひこれは継続していただきたいなと思っております。

國分委員長

ありがとうございます。私も参加させていただいたんですが、もうほんとうに身の毛もよだつじゃないですけど、地球がこんなに疲弊しているんだなというのは実感している。

その後で12月第1、第2、第3土曜日にやったあれは市民、なんでしたっけ？1回目しか出られなかったんですが、IPCCというか、要するに気象関係が主でしたが、あれは何講座と言うんですか。

菅沼委員

成人大学。

國分委員長

報告には載っていないですか？

大久保事業係長

事業係長です。まだ終了しておりませんで掲載されていません。

國分委員長

ああ、そうだ。終了していないんですね。

大久保事業係長

はい。なので、次回報告をさせていただく予定になっています。

國分委員長

失礼しました。この成人大学にご参加できる方は、ぜひしてください。

それで、あと事業報告関係はよろしいですか。何か学校関係でとか。

じゃあ一応、報告事項、これで大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

2 協議事項

(1) 小金井市公民館中長期計画について

國分委員長 報告事項終わりました、2の協議事項に移ります。小金井市公民館中長期計画について。

中川庶務係長 庶務係長です。当日配付資料(1)をごらんになっていただけますでしょうか。これまで34期、それから35期始まりまして、2つの期をまたいで、小金井市の公民館の中長期計画を考えるということで皆様とやってきておりまして、これまではずっと本館の機能について話を進めさせていただいておりましたけれども、ここで一旦、別の項目について触れさせていただけたらなと思っております、今回からは業務委託のことについて検討させていただけたらなと思っております。

会の冒頭に、貫井北センター・東センターのプロポーザルをやった結果について報告させていただきましたけれども、貫井北センターは平成26年4月から、そもそも建物自体が新しくオープンしまして、オープンしたと同時に委託を開始している、小金井市の公民館としては非常に新しいタイプの公民館でした。

平成26年4月に委託を開始するのに当たって、第31期公運審の方に、委託をする場合には、どのような注意事項が必要なのかといったことについて、答申を出していただいております。貫井北地域センター、このときは、まだ地域センターという名称も考えていたんですけど、「貫井北地域センターの運営等について」という答申を平成25年7月にいただいております、次の条件を満たすように、市の責任で適切な運営形態を採用すべきであるという結論をいただいております。

次の条件というのが、その下に書かれておりますことで、まず専門性が確保されること、市民協働・公民連携の理念を踏まえた運営がなされること、市民サービスの維持・向上を図ること、小金井市の公民館事業の成果が継承されることなどの条件を満たすような運営形態をしてほしいと。こちらについては市の責任において、この状況を満たせるようにすべきであるといった内容の答申でございました。

26年4月から、この答申を受けて委託を開始しておりまして、続く平成27年8月に東センター委託を開始した経緯があります。このときも、東センター委託を開始する前の平成26年12月には、第32期の公運審からやはり答申をいただいております、それが「公民館業務の見直しについて」になります。

この答申では留意事項として、北センターのときの答申を受け継ぎまして、東センターにおいても北センターと同じような条件が満たされること、それから追加して十分な運営能力を持った主体が長期的に確保されること等を市の責任において確保してくださいという内容でした。

さらに、この東センターを委託する前にいただいた答申においては指摘事項もございまして、そこに今、我々がずっと検討してまいりました公民館運営について、特に計画等なしに進んでいることについての懸念といいますか、ご指摘がありまして、公民館運営の中長期計画をつくっ

たらどうかという指摘は、ここの答申でいただいております。

それから、今後の公民館事業運営委託の考え方についても、ちゃんと市の考えを表明してほしいといったご指摘を、この時点でいただいております。

今回、北と東につきましては、これまでお願いしていたNPOさんに引き続き大きな瑕疵がなければ、大きな政策変更がなければ、この後5年間お願いするという形で、これから契約手続きに入る過程になっております。

ここに来て市の運営の委託についても、次の段階に進むときが来たのかなとは考えているんですが、これまでいただいていた課題について、ちゃんと検討してから先に進みたいと考えております。

資料1の裏面を返していただきますと、今後の公民館事業運営委託の考え方のところで整理させていただきました。これまで市では北センター、東センターというふうに委託を続けておりましたけれども、特にこの後、委託をどうするのかといったことを、例えば、こういった公運審の場とかで表明したことが多分これまでになかったという経緯があるかと思えます。

ここで、先ほど菅沼委員からも言及ありましたけれども、これまで北センター、東センター委託してみて、毎年公運審でも事業評価していただいて、とにかく非常に評判がよい。北センターも東センターも、公民館と図書館が一緒になっている複合施設でございまして、公民館も評判がいいし、図書館については委託したことによって開館時間も延びたし、開館日数も延びたということで、これもまた非常に評判がよいといえますか、サービスの拡大にはつながったのかなと評価しております。

こういった経緯を踏まえますと、小金井市としましては、委託については今後も継続したい、委託を進めていきたいと考えております。委託に当たっては、北のときも東のときも指摘事項としていただいておりますように、小金井市で長年、昭和の40年代からずっと継続してきた公民館の活動の継承を図るといったことに注意しながら、小金井市の市の職員については、皆さんと今まで考えてきたように、新庁舎内に本館機能を移して、そこで市の職員が全体の統括を図る、全体的な統一性を持った運営を行えるように、そこに市の職員がいる。そして各地域にある、今の分館については、専門性を持った職員の配置が可能な委託を考えたいと考えております。イメージとしては、この下に図を描いてみたんですけども、本館の機能。ここには市の職員がいるわけですが、と、各地域の館ですね。そこでは専門性の重視ですとか。市の職員は、やはりちょっと異動が早いというご指摘、ずっといただいております、委託によって、きちんと資格を持っていらっしゃる方が長く勤めてくださって、地域との連携等も深めていくことができるといったメリットがありますが、そういった委託という形で役割分担をしながら、公民館の伝統は継承していきたいというのが市の考えになります。

今後の公運審で検討していただきたい内容としましては、委託を進め

ていきたいのですが、役割分担をしていくことを考えてはおりますけれども、こういった全体的な運営の確保について特に注意が必要な点とはどういうところになるだろうか。本館職員と各地域の分館において、連携するところで注意しておかなくてはいけないことは何か。そして、公民館の役割として、市民と一緒に行うということがすごく前提にあると思うんですけれども、そこで、委託しているNPOと職員がいる、そして市民の方がいるといった、プレーヤーが3人になるわけですね。そこで、市民協働というものを確保していくときに注意しなくてはならない点はこういった点になるかといったことをご検討いただけたらなと考えております。

くっつけている資料につきましては、これは菅沼委員からこういう資料が必要なんじゃないかというご指摘を受けて作った資料になりますので、菅沼委員のご説明いただいてから、別途説明させていただきたいと思っております。

では、市からの説明は以上になります。

國分委員長

ありがとうございます。今、1枚目の裏表の説明が以上でした。この間に菅沼委員の、じゃ、続いて資料で説明して……。

菅沼委員

今日配付した資料の最後に当日配付資料というのが2枚、裏表が入っています。これを出してください。今、業務委託の話がありましたので。前回の公運審の審議スケジュールでは12月と1月に業務委託について検討してくれという話がありまして、この検討を今月、来月やるわけですが、やはりこのテーマについて、公運審委員間で共通の認識を持った上で、それぞれの委員の意見、思いを出し合って、できればある程度の公運審としての意見の集約ができるといいと考えているということで、今回、皆さんの共通認識を持つためのベース資料をつくりました。これを今日説明しますので、今日いろいろご質問等、意見等出してもらってもいいし、次回に、これをよく読んでいただいて、じゃあ、こういうふうに考えていったらどうかという意見を各委員から出していただけると非常に公運審としては進むんじゃないかなと考えて、資料をつくりました。

まず現状の認識ですが、公民館、図書館の業務については、先ほどから言っております26年4月に貫井北センター、27年8月に東センターを公民館と図書館もろともでNPO法人市民の図書館・公民館こがねいに運営業務委託をしました。

その結果の評価ですが、1つは市民アンケートというのを毎年行っております。この市民アンケートの結果では、公民館の運営については、この両館について、「大変満足している」と「満足している」がほぼ90%です。ということは、公民館来ている人はほとんど両館の活動については満足していると言っているかと思えます。

その理由を多い順に言いますと、貫井北は職員の対応、講座の企画内容のすばらしさ、それから設備の新しさでした。東は職員の対応、講座の企画内容のよさ、それから古いんですが、設備、施設をきちんと管理

しているというところが意外に多く評価されていました。

このような高評価の原因を分析してみますと、1つは在野の公民館活動についての知識の深い、あるいは資格を、社会教育主事とか、こういう資格を持った人が集まったということ、それから熱意を持った職員が集まったという、いわゆる職員の質の問題。それからもう一つは、NPO法人をつくったわけですが、このNPO法人の理事には、従来、小金井市の公民館活動に携わっていた人が非常に多く入っています。こういう人の経験が生かされて、運営に英知を絞られたので、うまくいったんだろうと。

例えば26年4月に開館したんですが、その月から、もう講座を組んでおりました。そういうのは、いわゆるその月から入った職員では到底無理で、基本的に公民館活動がうまくやったのは、やはり、このNPO法人による理事会の考えが、活動が大きかったんじゃないかと思っております。今もいろいろと、この理事は活動していると考えております。

それからもう一つは、貫井北地区は公民館がなかったということで、新しい公民館ができたということで評価がいい。これは当たり前だと思います。

それから毎年、事業運営委託評価というのを公運審委員、それから委託側、受託側でやっております。いずれの評価も高評価だということで、こういうことを総合すると、運營業務委託というのは、今のところ、うまくいっているんじゃないかなと考えております。

それで、これに対して行政の動きは、先ほどプロポーザル方式を採用するというので業者を決めました。この中の3行目ですが、プロポーザル方式や大きな政策上の変更がない限り、運営委託者に大きな瑕疵がない限り、5年間は運営委託業務を行うことを意味するというので、今後5年間は、この2つについては続けるということと、NPO化が非常にうまくいっているというあかしかなと考えてございます。

じゃあ今後どう考えるかというのが、これからが皆さんと議論しなければならないことだと思うんですが、公民館業務の運営を外部に委託するには、以下の点が問題があるということで幾つか、今後広げていくための問題点を書いてございます。

1つは公民館職員の育成をどう考えるかと。本館だけで、中央館だけで職員が育つんですかと。社会教育の拠点としての公民館活動の核は職員であると。職員はこういうようなことが必要である、大切であると書いてありますが、一々読みません。

それからまた公民館施策の継続性。現場をよく知った職員の知識を公民館全体施策へ反映することも大切なので、一定の人数の公民館職員の計画的育成が望まれることということと、もう一つは、やはり現場を知った職員が要るんだろうということと、中央だけで職員がいれば育つというのは、これは全くナンセンスだと私は思います。市の職員が運営する公民館の分館をきちんと残して、そこで、現場に即した市の職員を育てていくということが非常に重要じゃないかと。この点の議論をお願い

したいと。在野のすぐれた人材の活用も大切であるが、自前の職員の育成は必須と考えますが、この辺は皆さん、どう考えますかという疑問ですね。

それからもう一つは、緑センター、貫井南センターの実態で、次に業務委託をするのであれば緑センター、貫井南センターでしょうと。緑センターについては、皆さんご存じのように、公民館、図書館があります。それからもう一つは、小金井市の輝かしい歴史と財産の青少年センターの機能を持っていると。これは戦前の浴恩館から発した青年団あるいは青少年の活動、そういうものを含めた活動を、この公民館、緑センターでは、ある時期から担っております。こういうものを今後どうしていくのかというのをきちんと議論しないと、軽々に外部委託は進めるべきじゃないなという気がします。

この青少年センターには、ご存じのように、宿泊機能と野外活動機能とレクリエーション機能があります。このあたりのことを書いておりますが、これについては、例えば宿泊機能というのは到底、昼間のNPOの職員だけではできないわけで、NPO化した場合には、NPOの職員が帰った後どういうふうに管理をしていくかとか、あるいは夜間どういふふうにしていくかとか、あるいは野外活動というのは、これバーベキュー施設ですね。これは午後20時まで開催ですが、NPO、今の規定では5時半ごろに帰ってしまうと。その後どうするのかとか、いろいろ問題点があります。

それからもう一つ、ここには書いてございませんが、基本的に青少年センター機能というのは残していくべきじゃないかと。そういう議論もきちんとやるべきだと思います。それで、残して直でやるほうが私はいいと思うんですが、そのあたりの議論もあります。

それから、以上の青少年センター機能については他部課とも絡む項目も多くあり、外注化する際には、これらの項目の整理が必要であろうと。このあたりの整理のを。

それからもう一つは、こういうことは2年前の公運審の答申でも、この点を急いでくれということを言っているんですが、この2年間、全く進んでいないと。そのあたり、どう考えているんだというのが1つ、私は気になります。ほんとうにやる気があるのであれば、こういうところを早くきちんとやってほしいと思います。

それで、お願いはそのぐらいに、青少年センター機能の利用状況の実態についての報告をしてほしいと。これは今日、先ほど資料出てきましたので、後で説明をしていただければいいかと思います。

それから貫井南センターについては、公民館と児童館から構成されています。できればセンター全体を1つの事業外注業者に委託したほうがいいんじゃないかという考え方と、児童館は児童館、それから公民館は公民館だけ外部委託したらいいんじゃないかという考え方があります。

児童館は子ども家庭部児童青少年課の担当ですから、このあたりは公運審だけで決められる問題ではなくて、行政としてどういうふうにか

いうところを考えていくかという整理をお願いしたいなということで、館長へのお願いに書いてございます。

それからもう一つは、公民館事業の内容が結構、今までの外注した館と、これから考えている館とは違うところもありそうなので、このあたりの内容についての報告をお願いしたいと。

そんなことで、いろいろ整理点、条件の整理が、これからやらなければいけないのは結構あります。ですから、ここですぐ外注化しようと、しないとか、そういうことではなくて、そういう問題をまず整理をしてほしいと。それを後で公運審としては、もう一度きちんと公運審としての意見を出したらいいじゃないかと考えていますということでございます。

國分委員長

ありがとうございました。そして、この会議の委員の方も、今までの状況とか、あまり把握されていないかと思うので、今の菅沼委員のお話で一応、北センターと東センター、この状態で非常によいと。しかし今後、行政のほうは業務委託の方向を考えておられるようですが、緑センターと貫井南センターは、また違った事情があるということで、ここでいろいろご指摘いただいております。考慮点1で職員の問題、それから緑センターのちょっと特殊な施設の問題とか、そういうことがここに列記されておりますので、皆さん一応、共通認識としてお持ちください。

ご質問とかありますか。すぐにあれでしょうけど、一応そういうことで、内容、おわかりいただけましたでしょうか。

そうしたら、菅沼委員の問いかけに対しての答えを、まず緑センターの館長から説明して……。

岡本緑分館長

じゃあ、緑センターの実態について説明をさせていただきと思います。当日配付資料1の2枚目のほうをごらんいただきたいと思います。公民館緑分館宿泊・野外・テニスの利用の推移についてと書いてあります。

まず、ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、宿泊・野外・テニスの利用方法について簡単に説明をさせていただきます。公民館緑分館では、まず宿泊はできます。利用できる団体につきましては、社会教育を目的とする団体であり、18歳以下の者が5人以上で、4分の3以上が小金井市民の方である団体であれば宿泊が可能となっております。

現在、宿泊利用として貸しております部屋は、研修室A、B、Cと家事実習室、この4部屋を貸し出しをしております。最大20人まで宿泊できるものと考えております。ただ、こちら20人というのは、布団が引ける数が大体20個ということなので、小さいお子様ですと、1つの布団に二、三人寝られることもございまして、人数につきましては、その団体に応じて対応をさせていただいております。

受けられる団体につきましては、令和元年から1週間につき1団体のみとさせていただいております。宿泊時間につきましては、午後5時から翌日の午前9時まで部屋が利用できるということになっております。こちらが一応、宿泊の状況となっております。

次に野外調理場。先ほど野外バーベキュー場というお話をいただいておりますが、一応、野外調理場というのが我々のほうの正式名称になっておりますので、野外調理場と説明をさせていただきます。

こちらは公民館の利用カードを持っていなくても、まず利用ができます。人数の制限などはありませんが、公園利用者のほかの利用者さんに迷惑かからない範囲でお願いしております。道具につきましても公民館緑分館のほうである程度準備をしておりますが、個人で持ってきたという方もいらっしゃいますので、持ってくるものにつきましては事前に確認をさせていただき、公園利用者に迷惑がかからない、もしくは問題にならないものであれば利用を許可しております。よくあるのは椅子やテーブルなど、そういった簡易なものを持ってこられる方が多くいらっしゃいます。

受けられる団体数につきましては1日1団体としまして、利用時間は午前9時から午後8時までということで、規則で制定をさせていただいております。ただ、現在、暗くなってしまうと火の管理などが難しくなるため、暗くなるまでで終えていただきたいというお願いをさせていただいております。終わりましたら、こちら職員もしくはシルバー管理者が懐中電灯などを持ちまして、火の始末がちゃんとされているかどうかの確認をさせていただいております。

3つ目にテニスコートです。こちらにつきましては、まず公民館テニスコート使用団体としての登録をしていただく必要がございます。その後、ほかの部屋の利用と同じようにインターネットなどで予約をさせていただきますが、原則こちらは午前9時から5時までの間で1日1回の利用、2時間以内ということでお願いしております。1日最大4団体まで受けられますが、12月につきましては3時までで終了ということで、1日3団体の受付とさせていただいております。

なお、テニスコートにつきましては、屋根等がないので、雨が降ったりなど天候によって利用ができないことが多々ありますので、予約は入っていても利用できないことが多々あります。

これらの利用状況に基づきまして、2番のところでは、平成26年度から令和元年度までの。令和元年度は、すいません、注意書きがちょっと抜けてしまっておりますが、こちら11月末時点。令和元年度につきましては11月末時点までの数値ということで、お出しさせていただいております。

一応こちらが菅沼委員から資料要求されました利用の推移ということで、ご報告をさせていただきます。

國分委員長
岡本緑分館長
菅沼委員

ありがとうございます。今は職員の方とシルバーで管理している？
はい。

この資料、どうもありがとうございます。宿泊もっと多いのかなと思ったら、意外に少ないですね。だけど、やっぱり何かこの、いわゆる3つの施設については、基本的には、もし業務委託をする場合には、公民館側でこれは管理するという仕分けになるのかなと思うんですが、それ

より前に1つ、こういう青少年センター機能というかな、この機能を市としてどうしていくんだと。ほんとうに重要と思って、もっと育てようと思ったら、例えば緑分館をそのまま残しておいて、その中でどんどん成長させていくとかね。そういう基本的な議論がないと、公運審でどうしろと言われても困るんですよ。

公運審で議論しろというのは、私個人の意見は、これだけ立派ないろいろな機能を持っているんだ、今までの歴史もあるんだから、これを小金井市の特徴として何とか生かしていく方法を考えたらいんじゃないのとか、そういう意見を私は出すと思うんですよ。

そういうところを市として、まずこういう緑分館を、もし業務委託したいというなら、この辺はどういうふうに関後持っていくのかとか、そういう考え方をある程度提示してもらえないかなと思うんですがね。

國分委員長
林公民館長

いかがですか、館長。

はい。現状の認識としてですけれども、この宿泊・野外調理場、テニスコートを青少年センター機能という形でお話しているところですが、基本的に、この機能というのは残していきたいと。公園の中の施設だけでも、公民館で管理しているという部分がありますので。この件数についても多い少ないと評価する部分あるかと思えますけれども、利用者は相当数いるという認識ありますので、こちらについては引き続き公民館のほうでは運営していきたいと思っております。

それで、ちょっと細かい話というか、委託が夜間になる、ならないというお話もありましたけれども、現在でも夜間については別に委託管理お願いしているところもあります。土日については終日、管理委託している部分がありますので。今考えている時点では、9時から5時まで以外の部分については、施設管理の委託しているところをお願いする形になるのかなと。ただ、運営委託をお願いするに当たっては当然、詳細詰めのきかない部分は出るとは思いますが、基本的には現状の利用については引き続きやっていきたいと思っております。

國分委員長

ありがとうございます。一応じゃあ、今の現状から小金井市の特徴としていく方向はどうかという菅沼さんのご意見等を勘案していただいて。

菅沼委員

はい。だから、質問の意味は、青少年機能センターというのは非常に小金井の歴史でもあり財産でもあると。これをどういうふうに関後育てていくのか、持っていくのかという考え方を示してくださいと。もしそれをどんどん成長させていこうとか、そういうことであれば、緑は外注なんかしないで、直できちんと持っていて、そういうのも含めて公民館としてきちんとやっていくほうが、私はいいと思うんですよ。これは昔の施設だし、もういいよと。夜はシルバーセンター任しときゃいいよと。昼間だけ管理しときゃいいじゃないかと。そういうやり方でいくのか。そのあたりの考え方をきちんとしておいたほうが、私はいいと思うんですがね。そういうことを考えを曖昧にして、ただ外注、業務委託、昼間だけはしますというのじゃ、ちょっと寂しいよね。

國分委員長 いや、そういう感じではないですよ。一応、畠山委員。
 畠山委員 菅沼委員がおっしゃっているのは直営、それからNPO法人委託とい
 うのははっきりと選別して、それぞれの館の運営なんだけど、役割分担
 をどうするのかと。確かにこういう委託するというのは、内容が、サー
 ビスが直営と変わるかもしれないですね。

國分委員長 いや、その前の話でしょう。
 菅沼委員 いや、私は、基本的にこういう青少年センター機能というのを今後残
 していくのか、育てていくのか、それとも、これは大分減ってきたから、
 もういいじゃないかと。夜はシルバーセンターか何かに任しときゃ、そ
 れで適当に今の現状ぐらいでやれば、もうそれでいいじゃないかとい
 うのかね。そういう青少年センターの機能というのを市としてどういうふ
 うに考えていくんですかと。その考え方をはっきりしないと、その後の
 委託の問題というのは我々。それをはっきりしてくれれば、それにのっ
 とって我々、委託の検討しますよ。だから、その考え方をね。せつかく
 ある青少年機能センターの機能というのは、もうなおざりにしていくの
 か、それとも、きちんとこれからもっと、小金井の財産だから育ててい
 こうというのか。そのあたりの市の考え方をまず基本的にきちんとしな
 きゃいかんじゃないですかということを私は言っているだけです。

畠山委員 市の考え方が優先するのか、我々の運営審議会の考え方が優先するの
 か、利用者の考え方が優先するのかということを明確にしないと、全て
 市がそれを優先するんだと。市の考え方のおりやってくれるというん
 じゃなくて、やはり、その運営をしている。運営って我々もしています
 けれども、利用者。そのようなことを、ある程度きちとした、明文化
 したほうがいいんじゃないですかね。

國分委員長 まだそこまでは、ちょっとあれですよ。

畠山委員 言ってない。
 國分委員長 言ってなくて、一応、共通認識として、委託を検討するときに前提と
 して緑センターの特殊性を、菅沼委員は生かしていこう、いきたいとい
 う。

畠山委員 緑をモデルケースにするということですか。
 國分委員長 いや、モデルケースじゃなくて、今までの北センターと東センターと
 同じではないでしょうということで、そこを館長なんかはどう認識され
 ているかというのを問うたわけですけど、今の時点では、それほど熱烈
 な意見は、お考えはちょっと聞こえなかったんですけど。何か特にまだ。

林公民館長 宿泊・野外調理・テニスコート、これを青少年センター機能という形
 で捉えるのであれば、こういう言い方したら、またお叱りを受けるかも
 しいんですけど、引き続き運営していきたいと思っています。そこで
 なくすとかという考えは現時点では思っておりません。

國分委員長 はい。大体とりあえず、じゃあ、その辺のところを認識していただく
 ということで、今日はこのぐらいでいいですか。
 あと南の方はセンター長いらしてないんですけど、やはりまた別の
 特殊性があるようなので、その辺の考え方をちょっと松本さんに聞いた

林公民館長 南センターだけは図書館と公民館という組み合わせではないので、委託内容というのは当然、一緒にセンターとして委託しようと思えば変わってきます。その辺も含めて、児童館部分が一緒に委託するのが難しいということであれば、また別の方法というのも考えなければいけないとは思いますが、現時点ではまだ、そちらの課とのほうの連携とか調整しながら、どうするかを考えていきたいというところに、まだとどまっております。

國分委員長 はい。

菅沼委員 南については、児童館と公民館ひっくるめたセンターとして委託をするというのがいいと考えておられるのか。それとも公民館は公民館だけNPOに任せて、あと児童館は児童館で、またどこかのNPOに任せたらいいじゃないかと考えておられるのか。そのあたりの市の方向性というのは、どんなもんなんですかね。

國分委員長 まだ。

菅沼委員 今のところ、ない。

林公民館長 今、菅沼委員がおっしゃったところが検討課題となっているところ…

菅沼委員 …。

菅沼委員 そこまで公運審じゃ検討できないですよ。

林公民館長 はい。

菅沼委員 その基本方針を、やっぱり市として出してもらわないと、私は検討できないと思うんですがね。

國分委員長 一括の方向かどうかという。

菅沼委員 だって、公運審で児童館も取り込んでNPO化しろ言ったって、向こうは聞かないから。

林公民館長 もちろん、その部分、もう一から検討、審議してくださいというようなことは、公運審のほうに投げてみるという形は当然とるつもりはありませんので。こちらがある程度提示したというか、提示した考えのもとで、それをどうご意見いただくか、それをどう生かしていくかというところになります。

菅沼委員 菅沼ですが、行政からの回答待ちでいいんですね、南は。

國分委員長 方針についてですか。

菅沼委員 いわゆる公民館だけ考えろというのか、トータルで考えろというのか、そのあたりによって。トータルを考えろといったら、ちょっと公運審の仕事じゃないような気がするんですよ。ほかの課も絡むからね。その辺の整理をしておいてもらわないと、ちょっと大変だなという気がするんですね。

國分委員長 だからこっちに投げてくださいと、はっきりさせてもらうということでもいいですか。

菅沼委員 はい。

林公民館長 方向性についてはお示ししたいと思っています。

國分委員長 2カ所の特殊性も踏まえて、行政の業務委託の問題は今後審議になる

と思いますので、よろしく申し上げます。何かご質問。はい。

増山委員

すみません、よろしいですか。1点。増山です。ちょっと根本的なところがわかっていないもので、1点質問をさせていただきます。業務委託という意味合いが、現在業務委託されている北と東に関してのNPOというのが、私の理解では、市も指導されて、市の。立ち上げの段階で市も入っての成り立ちのように認識しているんですね。今後、業務委託するというときには、また、その館に合わせたNPOを同じような形で立ち上げて、そこに委託するというイメージなんでしょうか。それとも、今回は5年たったことで公募になった経緯もあると思うんですけど、今後業務委託する場合には、初めから公募しますという形になるんでしょうか。すみません。

菅沼委員

私の意見ですけれども、いわゆる今2館は、今のNPO法人に任せているわけですね。それを例えば3館になったときに、今のNPO法人のパワーでやれるかどうかとかね。それはまた別の、もう一回議論しなきゃいかんところですね。それは、その業者に任せる、今のNPO法人に任せるのか、いやあ、もうパワーいっぱいだろうとか、あるいはもっとほかの新鮮な考え方のところへ入れてみようとかね。そういうのは、また議論しなきゃいかんことだと思いますね。だから今、そこもまだ白紙だと思います。ほかの業者に任せるのか、この業者でやらせるとかね。だから、その辺は、もし、もう一つぐらいやろうということで外注から決まれば、そのときに、じゃあ、その業者の選定はどうするのかとか、その辺はまた議論したらいいと思うんですよ。それはまたNPO法人のほうの都合もあって、そんなもの2つでいっぱいだよというものもあるかもしれないし、その辺はまた、もう一つの先の議論だと思いますね。

國分委員長
林公民館長

館長のほうから、むしろ答えて……。

委員ご指摘あったとおりに、現在委託している北、東につきましては、市も立ち上げを支援したNPOに委託しております。これまでは随意契約というところで、育成期間ということで契約しておりました。ここから来年度からは、もう育成期間、一定終了して、自立できているという判断のもと、公募型のプロポーザル、提案型のプロポーザルで事業を選定する方法をとりました。その結果として、これまでと同様のNPOが選定されたわけですが、そうしますと、もう新しく委託しようとするときには、このNPOにやってもらうということではなくて、やはり公募型でプロポーザルなりでやっていく形の方法をとるとなると思います。委託することになった場合の話ですけれどもね。

國分委員長
増山委員
國分委員長
中川庶務係長

一応それでよろしいですか。

はい。ありがとうございます。

あと、ご質問とかありますか。

庶務係長です。今までの話を伺っていて、こちらは大分整理しなくちゃいけない課題というのが整理されたのかなと。皆様ありがとうございますという形なので、今ご指摘いただいたのは、まず緑と南、それぞれの館の特徴と、その特徴から生じる課題。南をやるならどういう課題が

あるのか、緑をやるならどういう課題があるのかというのを、もうちょっとわかりやすい形で次回、整理して、お持ちできればと思いますし、特に緑については、今いろいろあった青少年センターの、このところの考え方等についても整理して、お持ちできればなと思っております。

あと、事務局のほうで考えていただきたいなと思っているところに、これから役割分担をして、本館といいますか、新庁舎に職員がいて各地域には委託の館があるというようなことを考えているのですが、そうなったときに、特に市の職員が、どういうことを気をつけなくちゃいけないのかという点について、菅沼委員からも、それはちゃんと育成をどういうふうにやるのかというご指摘もありましたので、そののこのところについても次回ちょっと深掘りできればなと考えております。

今の時点で、次回に持ち帰るような内容で、例えば、こういう点が気になるのか、ほんとうに委託でいいのとか、そういったところで、何かほかの方の、今ご発言いただいていた方のご意見とかもあれば、持ち帰らせていただきたいなと思っております。

國分委員長

今、菅沼さんの意見を中心にやっていますが、ほかにも共鳴する方とか反対意見とかあったら。やっぱり市の職員の方の専門性というか、異動が前提なのかどうか知りませんが、公民館の職員について、そういう何て言うんですか。教育、専門的な資格を取らなきゃいけないとか、そういうことは今ない。なくて、公民館だけ特殊に考えることはできないです。じゃ、そののこの担当になったときに頑張るといって、館長それぞれの資質とか考え方。

林公民館長

職員研修というのは当然大切な部分になってきます。その上で公民館の職員の専門性をどう担保していくかということになると思うんですけども。お話、ご指摘のとおり、その部分は今後、仮にですけれども、委託が進んで、本部機能のところのみ職員がいる形になればなるほど、公民館の職員の専門性というか、スキルというか、その辺の担当というのは当然大切になってくると。

國分委員長

そうですね。

林公民館長

はい。ところになるので、当然、考えていかなきゃいけないところにはなってきます。

國分委員長

公民館に配置された時点で、館長なりが、やっぱり認識を確認するというか、そういうことは伝統として、してほしいなと。

菅沼委員

ちょっと1つ。中川さんの話の中で、育成の話で、新庁舎に職員集めて、そこで育成して、地域は委託でいいんだと。これは全然、考え方、私は反対なのでね。これは議論しなきゃいかんと思いますよ。

國分委員長

地域の委託でということ、言いましたっけ。

中川庶務係長

今の分館ですね。北、東、緑、南については委託という形で役割分担をしていきたいということです。すいません、続けてなんですけれども、菅沼委員がご心配されているやつが、庁舎内に今の市職員が行ってしまうと、結局、今やっている事業は誰がやるんだという。つまり、事業を全く担当しない職員が新庁舎内にいて、それは公民館を統括できるのか

というご指摘なのかと思うんですけども、今の段階の考え方では、新庁舎に職員入れたときには、今の本館でやっている事業を全て新庁舎にいる職員が持っていく予定になっております。なので、新庁舎にいる職員も、事業係は今とほぼ同じ内容の事業をやると。

あと、これは私の個人的な考え方なんですけれども、事業はもちろん今までどおりやっているし、その場所が福祉開館の多目的室になったり、あるいは今の本館とかを使ってやることになるんだろうなと考えているんですが。それと、今は2館ですけども、今後、残りの2つの館等の委託をしたときに、全体のマネジメントをやるというのも、異なるいろんな主体をまとめていくというのも職員の育成にはつながるのかなとは、個人的には考えているところです。

これだと、公民館の職員としてはちょっと足りないんだということであれば、こういったことをやるべきであるといったご指摘をいただければ、なるべく取り込んでいきたいと思っております。

國分委員長
菅沼委員

いいですか、菅沼委員。

いや、だから、それは課題で、次回議論しましょう。だけど、基本的にそういう考えは、私はだめだと思っていますということは、はっきり言うておく。

國分委員長
菅沼委員

役割分担という言い方ですか？

やっぱり現場で育った人間が中央に上がってコントロールしないと、何にも現場わからない人がやっていたんじゃ、どうしようもないでしょうと。そんな公民館行政でいいのと。

國分委員長
菅沼委員
國分委員長

いや、それはやらないでしょう。

まあ、いや。それも次回やりましょう。

じゃあ、それは希望で、ほかの方も同じ、そういう面では同意見でよろしいですか。

畠山委員
國分委員長

微妙なところですけどね。その辺がね。

ああ、微妙ですか。何か。やっぱり現場が大事だと思いますので。実際に緑センター長なんかやられていたら、現場が大事だというのはわかると思いますけど。そういう意味では、私なんかは同じような考え方でやってほしいなと思いますけど。畠山さんは違う？

畠山委員

私は、やっぱり現場第一主義というんですかね。やっぱり公民館第一主義。現場のこと、よく熟知している人が運営に携わっていくということは大切なことじゃないですかね。

國分委員長

必須ですよ。公民館の伝統を守るためには、その方向は曲げないでほしいと思いますけど、いかがでしょうか。

じゃ、そのぐらいで今日はいいですか。雨宮さんは？

雨宮委員
國分委員長
雨宮委員

いや、私は特にないですけど。

1人の意見だけじゃないから、みんなの意見を欲しいという。

これは私の意見ね。今言っていた専門性というのは必要だと思うんですよ、何でもね。だから、利用者がいつも安心できると思うんだよ、専門性の人がいると。それがいないと、なかなか大変だと思う。障害者の

関係でも、障害者センターに専門性の人がいるといろいろな相談に乗れるということで、そういうのが必要だと思います。

國分委員長 ええ、そうですね。

雨宮委員 北センターと東センターが継続できた。これはよかったなと思う。

國分委員長 ほんとうにすごいですよね。

雨宮委員 ほんとう、よくやっていただいたので、継続できたということで私はよかったなと思います。ありがとうございます。

國分委員長 村山貫井北分館長とか、鈴木東分館長とか、お話しすると非常に教えられることが多くて、勉強させていただいていますので。やっぱりその辺は本部機能お持ちの職員の方も、勉強していただくというのは当然やっておられると思いますので、今後ともお願いしたいと思います。

じゃ、一旦というか、協議事項については、また次のときをお願いいたします。

3 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

國分委員長 3の審議事項で、公民館事業の計画について、係長のほうから。

大久保事業係長 事業係長です。送付資料(3)公民館事業の計画についてご説明させていただきます。こちらは公民館各館において、おおむね次回の公運審の会議までの間に実施予定である事業をお示しした資料でございます。

今回、本館1件、東分館2件、緑分館1件及び貫井北分館4件、貫井南分館を除く4館から合計8件の事業を提出しております。概要をごらんいただきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

菅沼委員 市民が作る自主講座についても報告して欲しい。

國分委員長 何かお気づきのところありましたら、ご指摘ください。結構、小金井市の歴史とか、地形とかも必ず取り上げていますよね。

一応、じゃあ事業計画、以上でよろしいですか。何かありますか。

(「なし」の声あり)

4 その他について

國分委員長 じゃ、その他についてなんですけど、ありますか。三者懇の報告とか必要かなと思うんですけど。

中川庶務係長 12月9日に、この場所で三者合同会議を開催いたしまして、ご出席いただきました皆様、ありがとうございます。当日、社会教育委員の会議の方と図書館協議会の方と公運審と、ここが満員になるぐらいになりまして。個人的な感想なんですけれども、印象に残ったのが、図書館協議会の先生から、若干、図書館のことに偏ったご意見だったんですけれども。

國分委員長 大串夏身先生。

中川庶務係長 はい、図書館業界で有名な先生だということでして、図書館のレファレンス機能の大切さということをお話していらっしやっただのが印象に残

りまして。今、ネットで何でも簡単に調べられるんだけど、その情報が正しいのかどうかそもそも識別する能力というのが大事だと。そういうのはレファレンスの機能であって、今後、図書館では、そういうものをサービスとして打ち出していくのが大事なんだということをおっしゃっていたのが非常に印象に残りました。

あと、せっかく三者で集まったので、これから3つの施設で、どうやって連携図っていったりしたらいいんだろうみたいなことで、各グループで話し合っていたいただいて、各グループの話し合いの内容を発表していただきました。

子供の居場所は必要なんだけれども、ここにいればいいよというのを出すのはちょっと難しいというか。特に公民館なんかは、建物はあるんだけど、常に子供のための居場所が用意されているわけではないとか。ロビー機能はあるんですけども、この部屋を子供だったら使っていていいよというような用意はされていないという施設になりまして、子供たちのいられる場所というのは、もうちょっと模索しようという内容だったのかなとは思っております。あとは図書館に来てくれればいいんだよみたいなこともあるのかなとは思いました。

あとは、社会教育委員の会議の委員長から、生涯学習推進計画の改定が来年度始まりますので、それを社会教育委員の会議としては進めていきたいですということを述べられておまして。生涯学習推進計画というのは、生涯学習部全体の計画になりますので、公民館のことも、もちろんこの中に含まれてきます。我々か先行して中長期計画考えておりますので、そことの連携をうまく図っていききたいと、個人的に思った次第でございます。あと、参加された方からご感想いただければうれしいです。

國分委員長

ありがとうございます。テーマはあれでしたっけ、地域とつながる、つながり方をどうしようかと。

渡邊副委員長

職場体験といいますかね。ちょうど学芸大の先生がグループにいまして、その方が座長だったんですが。南中とか東中、それから府中の第二中学校からも職場体験に来ているそうです。去年からですと、武蔵野市の中学校も来てくれるということで、結構広範囲から。別に規則で決まっているわけじゃないらしいんですけども、中学2年生がちょうど年齢的にも体力的にもいいということで。その学芸大の先生は、小学校のお子さんにも、早い時期に見学だけでも体験に来て欲しいと発表されていました。

また、公民館とか、図書館とか、社会教育の施設とか、そういったものがうまく子供たちに環境を提供できるような方策を考えて欲しいということは思いました。

國分委員長

ありがとうございます。職場体験、結構おもしろいですよね。

渡邊副委員長

お父さん、お母さんとか、現実の社会といいますかね。昔ですと自分の親の働く姿というのも近くで見ることができたんですけども、今のお子さんはなかなか見られない。自分の家で商売やっている方は別ですけ

ど、お勤めの方ですと、電車に乗って見に行くわけいきませんので、近くでそういったものを見て、いかに生活するのが大変かとか。理論だけ先行していくよりも、先ほどの菅原さんの話じゃないですけど、現場というか、現実を見ないと、整合性というのが一致できないということで、それがいろんな問題になっているんじゃないかという意見もありました。

國分委員長 ありがとうございます。畠山委員、よろしいですか。

畠山委員 いいです。

國分委員長 杉山さん。何か特に感じたこととかあれば。

杉山委員 そうですね。理屈と体験の間には乖離があると思いますので、それをいかに両輪として、これからやっていくかというのはすごく、いろんな分野においても大事なことではないかなと思いました。

國分委員長 ありがとうございます。それぞれ何か勝手に話していて、結論はないんですけど。それぞれに今、職場体験とか、やっぱりいろんなことを体験させるということでやっていこうとか、あとは学校とつながろうというのがあって、今、コミュニティスクール実践とか始まっていますけど、校長先生から何かありましたら。

浅野委員 今、職場体験のお話ありましたけど、中学校2年生はどこの学校も3日間、職場体験するということは決まっています。ただ、行く先は、それぞれの学校で決めてというか、探してきてやるという。その中に公民館が入っているというケースもありますよね。市役所の中で働いたり、あるいはコンビニエンスストアに行ってみたりとか、さまざまその行き先はあります。

小学校でいいますと、本校もそうですが、先日、6年生が職業EXPOといいまして、さまざまな職業の方に来ていただいて、体育館でそれぞれブースをつくって、そこで6年生が事前に、こういう人の話を聞きたいというのを考えておいて、そのコーナーで、そういう方々のお話を聞くという時間を、2時間使ってやりました。その後、感想を書かせてみると、かなり影響を受けているんですね。それぞれの職業にかかわる人たちの思いとか、願いとか、そういったことをじかに聞くことができて、今まで自分が持っていた、子供たちが持っていた職業に対するイメージは相当変わったというのを聞きました。

その後、将来の夢ということでアンケート調査を6年生対象にやりましたら、建築士ですとか、それから保育士ですとか、要するに、その場に来た人たちの話を聞いて、なりたいというのは結構いるんですね。小学校6年生のときはスポーツ選手ですとか、学校の先生とかというのは一般的に多いんですけども、そうじゃなくて建築士というのが何人も出てきたというのは。あと弁理士ですね。弁理士の方も出てきたというのは、そういう話は聞かなかきゃわからない。

國分委員長 そうですね。弁理士自体、知らない。

浅野委員 大人でも何やっているかよくわからないというところ、あると思いますよね。知的財産にかかわる方ですけども。

図書館の方もいらっしゃったんですね。中央図書館から1人いらっしやいました。例えば公民館であっても、そういった場に出向いて行って、公民館ではこういった事業やっている、公民館の仕事というのを小学生にも理解させるということはできると思います。あとは、来年度から小学校学習指導要領が新学習指導要領としての全面实施になります。そのときに、3年生の社会科の学習がかなり変わってくる。

まず1学期に各地区で自分たちの、つまり小金井市であれば、「わたしたちの小金井市」という学習をやります。現行の学習指導要領においては、自分の学校の周りの様子を中心に調べて、その延長で市内の様子をちょっと見に行こうというぐらいだったんですね。ところが、今回の改訂で大きく変わるのは、学校の周りについては、2年生でも「まちたんけん」をやっていますので、非常に時間が縮小されます。その分、市内に出て行って、特に市の公共施設に行って、そこを見学して話を聞くというのが、1学期丸々20時間ぐらい使ってやるように変わるんですよ。これまでも市役所の本庁舎に行ってお話を聞くということはやっているとありますが、公共施設ですから当然、図書館だったり公民館だったりというところに行くこともできるとは考えます。

また3学期には、これも新しい単元として、各地区の移り変わりというのが入ってきますね。つまり、小金井市であれば、小金井市の移り変わりです。先ほど、この講座の中でも小金井市の歴史について触れているというお話がありましたけれども、小金井市の昔から今にかかる移り変わりについて、3年生が3学期に学習をします。そのときにも、その歴史にかかわるようなところが専門性の高い方にお話を聞ければ、もちろん学校にも、そういう古い文化の施設、写真等は残っていますけれども、そういうことも含めて学習にもつながるんじゃないかなという可能性は、特に来年度も出てくるとは思いますね。

國分委員長

ありがとうございました。何か貴重なお話で。私、友達で船長をやっていた人がいて、今、船員さんになる人が少ないそうなんです。それで、各小・中学校回って、船に乗りましょうという話をしているみたいなので、もし講師が必要なときは言ってください。

じゃあ、そういうことで、校長先生が来られて、学校の状況とか伺えまして、非常に有意義だったと思います。また、先ほど菅沼委員の提案されたというか、問題点とかその辺も、公民館側も次のときに何か出してくださるということなので、お願いして、以上で終わってよろしいですか。いいですか。

(「はい」の声あり)

國分委員長

じゃ、ちょっと早いんですが、本日の会議はこれまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —